

かしこい消費者になろう!



- ① いらぬものは「いりません!」ときっぱり断る。
- ② 相手を簡単に信用しない。知らない電話番号に電話しない。メールに返信しない。リンク先
- ③ うますぎる話は疑ってみる。「絶対もうかる」、「格安」等のウマイ話を安易に信用しない。
- ④ その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人に相談してから。
- ⑤ 借金はしない(クレジットも借金です)。

※消費者としての権利や責任を正しく理解し、複雑化する犯罪の手口をよく知って、トラブルを回避しましょう。また、困った時には、一人で悩まず、すぐにお近くの相談窓口にご相談しましょう。

しまった! 解約したい! と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。契約書面を受け取った日を含めて8日以内(マルチ商法などでは20日以内)に書面で通知します(はがきを書いてコピーを取り、簡易書留等で通知する)。

クーリング・オフできる内容

取引内容	期間
訪問販売(アポイントメント商法等)	8日間
訪問購入(自宅等で業者が貴金属などを買取する)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステ、語学教室等)*	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)*	20日間
業務提供誘引販売取引(内職商法等)*	20日間

クーリング・オフできない内容

- ・店舗での購入(上記*印の取引を除く)
- ・通信販売など

クーリング・オフはがきの書き方

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇円

販売者 株式会社××

□□営業所 担当者 △△△

支払った代金〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇県〇市〇町 氏名〇〇〇〇

困った時は、お気軽にご相談ください

福井県消費生活センター	0776-22-1102	あわら市消費者センター	0776-73-8017
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830	越前市消費者センター	0778-22-3773
福井県警察本部(悪質商法110番)	0776-24-4194	坂井市消費者センター	0776-50-3030
福井弁護士会	0776-23-5255	永平寺町消費生活相談窓口	0776-61-3941
福井県司法書士会 総合相談センター	0776-43-1669	池田町消費生活相談窓口	0778-44-6000
福井市消費者センター	0776-20-5588	南越前町消費生活相談窓口	0778-47-8000
敦賀市消費生活センター	0770-22-8115	越前町消費生活相談窓口	0778-34-8700
小浜市消費生活相談室	0770-53-1140	美浜町消費生活相談窓口	0770-32-6703
大野市消費者相談センター	0779-66-1111	高浜町消費生活相談窓口	0770-72-7703
勝山市消費者センター	0779-88-8103	おおい町消費生活相談窓口	0770-77-4056
鯖江市消費生活センター	0778-53-2204	若狭町消費生活相談窓口	0770-45-9126

または、消費者ホットライン「188(いやや)」へ!

ちょっと待った! その契約

おいしい話にご用心!

若者に多い
消費者トラブル



困った時にはまず相談! **消費者ホットライン188(いやや)**へお電話を。
(最寄りの消費生活相談窓口につながります)

福井県消費生活センター・嶺南消費生活センター
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>
 フェイスブック <https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

1 インターネット通信販売で注文した商品が届かない!

欲しかったブランドのバックが格安で売っているサイトを見つけた!
「商品発送は入金確認後」だったから代金を振り込んだのに、商品が届かない。どうして?
問合せ先もメールだけ。メールの返事もなし。



- 購入前に、必ず、事業者の所在地、担当者名、特に電話番号を確認しましょう。連絡先がメールアドレスだけのサイトは利用しない方が安心です。
- 「極端に安い」、「日本語表記で日本の企業に見えるが、見慣れないドメイン」という場合は要注意!
- オンラインマークの表示があるか、セキュアモードに対応しているか確認しましょう。
- 通信販売はクーリング・オフができないので要注意。必ず返品の特約を確認しましょう。

2 アダルトサイトの請求画面が消えない!

前から興味があったアダルトサイト。ちょっとだけ見てみようかな。18歳以上だし「OK」をクリック。



- 表示内容をよく確認せず、興味本位で安易にクリックしない!
- 利用した覚えのない請求は、安くても安易に支払わない!
- 「退会はこちら」、「間違って登録された方はこちら」などの連絡先に電話したりメールしたりすると、自分の連絡先が相手の業者に知られてしまうので、絶対に自分から連絡しないで無視すること!

請求画面が消えない場合は…
(独)情報処理推進機構「情報セキュリティ安心相談窓口」を検索してください。

3 携帯にSMSで有料サイトの未納料金があるとメールが届いた!

「有料動画閲覧履歴があるため本日に登録解除しない場合、法的措置をとる」とメールが届いたけど…。



まったく覚えがないし、断るために電話をしたら、「払わないと訴訟をおこす」と20万円請求されちゃった。どうしようぉ〜。



- 大手サイト名を名乗って、メールを送り付けてくる架空請求のメールが増えています。
- 脅迫めいた内容で急いで連絡させたり、勘違いさせて連絡させる手口です。慌てず冷静に行動しましょう。
- メッセージの問合せ先などにメールで返信したり、電話をかけたりすると、自分の個人情報をさらに伝えてしまうことになるので、身に覚えのない請求が届いても、連絡せずに無視しましょう。

あなたの身近にもこんなトラブルが!

4 携帯電話料金、滞納したらカードが作れないって、ホント?

カードが作れないって、どうして?

携帯電話の利用料、支払いを忘れて利用停止になったことない?

確かに以前そういうことあったけど、関係ないじゃない。



- 携帯端末機の代金と利用料と一緒に支払っている人は気をつけて! 端末代金が分割払いになっていると、滞納した場合、信用情報機関の滞納者リストに載り、クレジットカードが作れなくなったり、自動車ローンが組めなくなったりする恐れがあります。

※信用情報機関

個人が金融機関から借りた金額や、返済状況などの情報を収集・管理している団体のこと。

- 利用料金を滞納すると、新規の携帯電話会社との契約もできなくなるので注意しましょう。

5 健康食品をお得に買って会員を増やすって…これってマルチ商法?

友達に誘われて健康食品のビジネスを始めてみたのだけど…



- 消費者が販売員(会員)として販売組織に入り、他の人を誘って自分の下に販売員(会員)を増やして組織を拡大していく商法を「マルチ商法」といいます。
- 「簡単に儲かる」などと誘われますが、実際には思ったように売れないことがほとんどです。
- 友人や知人を入会させてトラブルになることもあります。「あやしいな」、「ちょっと変だな」と思ったら、安易に誘いに乗らないようにしましょう。

6 やさしそうな女性から電話で誘われ、会社へ出向いたら…

今キャンペーン中で、会社へ来てくれば商品券をプレゼントします。



- 知らない相手の電話は、話が長引くと断りにくくなるので、話を聞かずに早めに電話を切りましょう。
- 勧誘されても、相手が指定するあやしい場所には行かないようにしましょう。
- 契約日を含めて8日以内ならクーリング・オフが可能です。もし、不本意な契約をしてしまったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。